

よくある質問

Q 認定こども園は教育・保育を一体的に行う施設とありますが、具体的に、どのように教育・保育がなされるのですか？

A 3歳以上の子どもについては、保育を必要とする2号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）とが、基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。この教育・保育は、小学校就学までの発達の連続性や生活リズムの多様性に配慮した内容です。

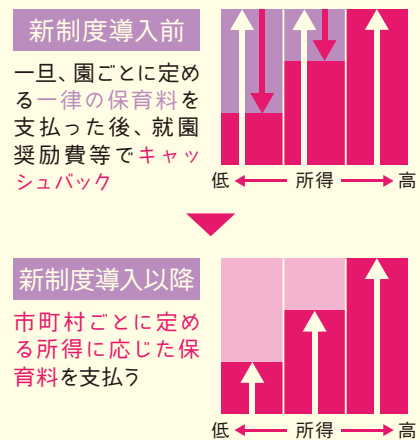


Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、新制度でも利用できますか？

A 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」としてご利用いただけます。利用料などは園におたずねください。

Q 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A 幼稚園では従来、園ごとに定める一律の保育料を支払ったあと、就園奨励費により所得に応じた支援が行われる仕組みでした。新制度では、保育料自体が、市町村ごとに定める所得に応じた負担額となります。なお、新制度に移行していない私立幼稚園を利用している場合は従来通りです。



Q 地域型保育を利用した場合、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A 0-2歳児を対象とする地域型保育には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」（認定こども園や幼稚園、保育所）を設定することとしています。

地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。なお、連携施設が設定されていないこともあります。その場合は市町村が受入先を調整するなど支援を行います。また行き先がない場合には、特例として地域型保育を継続して利用することもできますこととしています。



Q 保育所などの施設に預けずに、家庭で育児をしています。どんな支援が受けられますか？

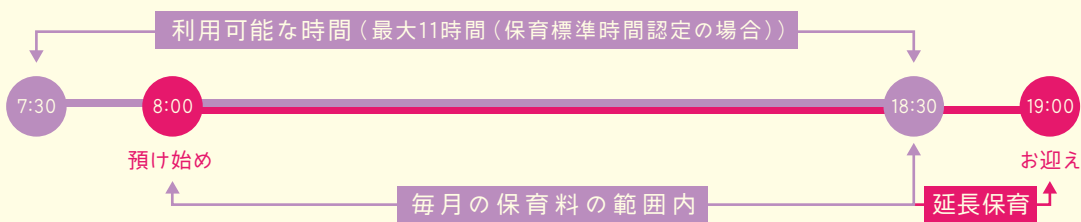
A 例えば、家庭での子育ての支援として、冠婚葬祭などの急な用事や短期のパート、リフレッシュしたい時などに利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども増やしていきます。

Q 保育標準時間認定（最大11時間）を受けると、子どもを預け始めた時間から最大で11時間は、追加料金なしで子どもを預けることができますか。また、11時間を超えて子どもを預けることはできるのでしょうか。

A 保育標準時間認定の場合、各施設・事業者が定める「通常保育を行っている時間帯」の範囲内であれば通勤・就労等に応じ、必要な範囲で最大11時間まで追加料金なしで子どもを預けることができますが、どの時間からも11時間は追加料金なしで利用できるということではありません。施設が定めた通常保育時間を超える場合は、延長保育をご利用いただき、別途延長保育料を負担していただく必要があります（ただし、利用している施設が延長保育事業を実施している場合）。

【例：通常保育を行っている時間帯を7時30分～18時30分までの11時間に設定している施設で、子どもを8時から預ける場合、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができるのは18時30分までとなります。子どもを19時まで預ける場合、18:30～19:00は延長保育となります。】

※保育短時間認定（最大8時間）も同様です。



Q 待機児童問題は解消されるのですか？

A 新制度ではお住まいの市町村が、今は働いていないが保育所に入ることができれば働きに出たいというような潜在的なニーズを含め、地域の幼児教育・保育のニーズを基に「事業計画」を策定し、受け皿の確保を計画的に進めています。

国においては、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、市町村における保育所整備などの取組を支援することによって、平成25年度から29年度末までに約50万人分の保育の場を確保し、待機児童を解消することを目指しています。